

新型コロナウイルス対策プレミアム付き商品券（第2弾） 取扱加盟店募集

新型コロナウイルス感染拡大が未だ終息しないことから、吉田町でも多くの事業者の経営への影響は深刻な状況です。今回は経営基盤の弱い小規模事業者を優先しつつ事業者全般を対象としてプレミアム付き商品券発行事業を行います。つきましては前回に引き続き加盟店を募集します。

【事業内容】

商品券名 新型コロナウイルス対策プレミアム付き商品券（第2弾）

主催 吉田町商工会（吉田町商工業振興事業費補助金対象事業）

販売金額 3,000円分（500円券6枚1セット）の商品券を2,000円で販売。
指定店利用券（A券）：小規模事業所のみ利用可 2,000円（4枚）
※ スーパーマーケット・ドラッグストア・大手フランチャイズ店
（コンビニエンスストアを含む）を除く

全店舗共通券（B券）：加盟全事業所で利用可 1,000円（2枚）

発行総額 3万セット（9千万円）

購入資格 販売初日：吉田町内在住世帯で一世帯につき5セットまで購入できます。

翌日以降：初日に残った場合

吉田町勤務者も可 1人5セットまで（初日購入世帯者も可）

（但し：先着順で完売次第終了）

販売日 令和2年11月1日（日）9:00~16:00

販売会場 ① 販売初日（11月1日）は町内4ヶ所で販売

地区	会場
住吉	吉田町学習ホール
川尻	川尻会館
片岡	小山城売店
北区	オアシス館（北オアシスパーク）

② 翌日以降

初日に余った場合は翌日9時00分から吉田町商工会館で販売します。（完売時点で終了）

※ 商工会館以外の販売会場は検討中

使用期間 販売日から令和3年2月28日（日）まで

制限事項 500円に満たない支払いについてお釣りを出すことはできません。
税金・保険・医療費の支払い、金券類の購入には使用できません

【換金方法】

換金日 11月～令和3年2月までは基本的に月2回の換金日を設けます。
最終換金日は3月15日（月）を最終とし、補助金清算の関係から以降の換金は出来ません。
換金額が3万円未満の場合はなるべくまとめた換金にご協力下さい。

受付時間 8：30～17：00 但し土日・祝祭日を除く **受付場所** 吉田町商工会館

換金方法 吉田町商工会に設置している所定の用紙に記入・押印して頂き回収した商品券とともにご提出下さい。確認後に小切手を発行します。

【加盟店の登録条件】

基本条件 以下の ① は前提条件で ② ③ は事業者区分の条件となります。

①吉田町内に事業所を持つ事業者であること。町外に店舗等を有する場合は町外店舗等での利用は出来ません。

②指定店利用券（A券）の範囲：小規模事業者である事

※ スーパーマーケット・ドラッグストア・大手フランチャイズ店（コンビニエンスストアを含む）を除く

③全店舗共通券（B券）の範囲：加盟全事業所

- ・小規模事業者とは常時使用する従業員数が20人以下の事業者です。
但し、商業と、宿泊業・娯楽業を除くサービス業については従業員数が5人以下です。
- ・常時使用する従業員数については一週間に平均20時間以上勤務している従業員（パート、アルバイトを含む）です。法人の役員、個人事業の専従者（同居の家族従業員）は従業員に含まれません。※本事業を行うために独自の基準を設けています。
- ・複数の店舗をお持ちの場合は全店で勤務している従業員数で判定します。
また、複数店舗で小規模事業者の判定が出来ても、吉田町以外の店舗での取り扱いは出来ません。

【販売日の販売協力をお願い】

- ・販売所を4カ所とすること、コロナウイルス対策の人手等、多人数の加盟店の皆様の協力が不可欠です。11月1日（日）の販売日に各1名の販売協力（各自：半日を予定）をお願いいたします。割り振りは後日連絡します。

【その他】

- ・非会員の場合は会員加入の検討をお願いします。吉田町商工会へのご加入・加盟店登録のお申し込みは吉田町商工会へご連絡下さい。

【取扱店お申込は】

- ・印刷等の関係から10月20日（火）までに吉田町商工会事務局へ所定の用紙でお申し込みください。利用店舗一覧に記載します。
以降もお申込は受け付けますが印刷等の記載は出来ない場合があります。